

いがまち地区中学校区再編検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 柘植中学校区及び霊峰中学校区（以下「いがまち地区」という。）の中学校の再編を検討する目的をもって、いがまち地区中学校区再編検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域住民との連携を図りながら、新校区のあり方について協議するとともに、中学校の再編実施における個別課題について検討し、その結果を伊賀市教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) いがまち地区内の地域を現在の学校区とする小中学校長
- (2) いがまち地区内の地域を現在の学校区とする小中学校児童・生徒の保護者の代表者
- (3) いがまち地区の住民自治協議会、自治会委員等の各地区代表者
- (4) その他伊賀市教育委員会教育長が必要と認める者

2 前項第2号及び第3号に定める委員数は、別表1及び別表2のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、再編が完了した学校の開校日の前年度の3月31日までの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長若干人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、伊賀市教育委員会事務局内に置く。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年5月29日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、伊賀市教育委員会教育長が招集する。

別表1 (第3条第1項第2号関係)

対象地区	第3条第1項第2号の委員の人数
柘植小学校	1
西柘植小学校	1
壬生野小学校	1
柘植中学校	1
霊峰中学校	1

別表2 (第3条第1項第3号関係)

対象地区	第3条第1項第3号の委員の人数
柘植地区	1
西柘植地区	1
壬生野地区	1